



令和元年 11 月 28 日
東京湾再生推進会議モニタリング分科会
九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会
東京湾岸自治体環境保全会議
東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム

令和元年度東京湾環境一斉調査 結果速報について

令和元年度の東京湾環境一斉調査の結果速報をとりまとめましたのでお知らせします。

本調査は、多様な主体が協働し、モニタリングを実施することにより、国民・流域住民の東京湾再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその関係する河川等の水質などの水環境の把握及び汚濁メカニズムの解明等を目的としています。平成 20 年度から赤潮、青潮及び貧酸素水塊が発生する夏季に、国・自治体・研究機関など多様な主体が協働して、一斉に東京湾及び流域の河川等において水質調査等を実施しており、今年度で第 12 回目の実施となります。本調査は、「水質調査」・「生物調査」・「環境啓発活動等のイベントの実施」の 3 つの形で実施していますが、ここでは水質調査について結果速報をお知らせします。なお、記載されている数値及び図等は、追加データ及び今後のデータの精査を経て修正する可能性がありますので、ご注意ください。

「生物調査」及び「環境啓発活動等のイベントの実施」の結果につきましては、令和 2 年 3 月末までに報告書を公表してお知らせする予定です。

記

令和元年度東京湾環境一斉調査の水質調査の結果速報については、次のとおりです。なお今回は速報であるため、最終版の報告書と異なる可能性があります。

1 調査日

令和元年 8 月 7 日（水）を基準日とし、基準日を含む数日間を中心に、海域及び陸域（河川等）において水質調査を実施しました。

2 参加機関（別紙 1 参照）

計 172 機関 内訳：民間企業、市民団体など、大学・研究機関など、地方公共団体及び国

3 調査地点（別紙 2 参照）

水質調査地点 海域 670 地点、陸域 421（河川等）地点 計 1,091 地点

4 調査項目等

水質調査

【海域】水温、塩分、溶存酸素量 (DO)、化学的酸素要求量 (COD)、透明度など

【陸域】水温、流量、溶存酸素量 (DO)、化学的酸素要求量 (COD)、透視度など

5 結果速報について (別紙3参照)

溶存酸素量 (DO) に関する調査では、東京湾奥部の西側において 3.0 mg/L を下回る貧酸素水塊が観測されました。

また、化学的酸素要求量 (COD) については、海域では、全体的に東京湾口よりも東京湾奥で高い値を示しました。陸域においては、江戸川及び荒川流域と比較して多摩川及び鶴見川流域では、低い結果となりました。また、下水放流水などの排水と環境水 (河川水など) の値を比較すると、全体的に排水の方が高い傾向にありました。

6 添付資料

別紙1 令和元年度東京湾環境一斉調査 (水質調査) 参加機関一覧

別紙2 令和元年度東京湾環境一斉調査の調査地点

別紙3 令和元年度東京湾環境一斉調査の調査結果図等

別紙4 令和元年度東京湾環境一斉調査 (水質調査) の実施状況写真

7 問い合わせ先

東京湾再生推進会議モニタリング分科会事務局

海上保安庁海洋情報部環境調査課

中村、久保田 03-3595-3636

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

森 03-5521-8319

8 参考

(1) 東京湾再生推進会議

平成 13 年 12 月に都市再生本部の都市再生プロジェクト（第三次決定）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図るため、平成 14 年 2 月に設置されました（構成員は、関係省庁と関係地方公共団体）。平成 15 年 3 月に「東京湾再生のための行動計画」を策定し、平成 25 年 5 月に期末評価を実施しました。平成 25 年からは、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を進めています。

なお、推進会議の下部機関として「幹事会」、「陸域対策分科会」、「海域対策分科会」、「モニタリング分科会」が設けられています。

(2) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会

平成元年 6 月の「首都圏環境宣言」を踏まえ、九都県市※（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が協調して取り組むべき方策を検討するため、平成元年 11 月に環境問題対策委員会のもとに設置されました。

東京湾の水質改善に係る下水道の整備、富栄養化対策等に関する事項の調査、検討、情報交換等を行っています。

※ 平成元年当時は六都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市）

(3) 東京湾岸自治体環境保全会議

昭和 48 年 6 月に開催された「東京湾を囲む都市の公害対策会議」において、東京湾の環境保全と広域的対策を図るための早急な機構整備の必要性が提案されたことを受け、昭和 50 年 8 月に設立されました。東京湾岸に面する 1 都 2 県 16 市 1 町 6 特別区の 26 自治体で構成され、住民への環境保全に係る啓発や、連带的・統一的な環境行政の推進を目的に湾岸地域の環境保全に取り組んでいます。

(4) 東京湾再生官民連携フォーラム

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」では、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るための組織の設立が掲げられました。このことから、平成 25 年 11 月に「東京湾再生官民連携フォーラム（以下「フォーラム」という）」が設立されました。

フォーラムでは、東京湾再生に意欲を持つ多様な人々が集い、現状や課題を理解・共有し、共に解決策を模索し、東京湾の魅力を発掘・創出・発信することにより、東京湾再生の輪を広げる活動に取り組むこと、そうした活動から育成・醸成された多様な関係者の多様な意見を尊重しつつ総意をとりまとめ、「東京湾再生推進会議」へ提案する役割が期待されています。現在までに「東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム」を含め 9 つのプロジェクトチームが立ち上がっています。